

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

第6章 地域福祉分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和4年10月～令和5年3月)	今後の取組予定(令和5年4月～令和6年3月)	担当課
1 港区ならではの地域包括ケアの推進【重点施策】	(1) 地域包括ケアの推進体制の充実	①多職種による推進体制の強化	A	a	他機関・多職種連携を一層推進するため、港区地域包括ケア推進会議を開催し、地域課題に関する取組や関係団体の活動等を共有しました。また、関係機関のネットワークづくりの推進に向け、在宅医療・介護連携推進部会やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)との定期的な意見交換等を進め、地域課題への対応について検討しました。	住み慣れた地域で住み続けられるように地域包括ケアを推進するため、各会議の開催等様々な機会をとらえて、地域課題や事例の共有、取組検討等を図り、多機関・多職種連携を一層推進するとともに、実務者レベルの連携も強化していきます。 ・港区地域包括ケア推進会議：年2回 ・在宅医療・介護連携推進部会：年2回	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②地域課題等への対応力の強化【新規事業】	A	a			
		③自立した生活を送るための仕組みづくり	A	a			
		評価	A	a	・港区地域包括ケア推進会議 1回開催(1月) ・在宅医療・介護連携推進部会 2回開催(11月、3月)		
	(2) 包括的な相談体制の整備	①福祉総合窓口の設置【新規事業】【年次計画事業】	A	a	令和4年8月に各総合支所に福祉総合窓口を設置し、包括的な相談対応を行っています。また、複合的な相談については総合支所が中心となって多職種の専門職で構成するケース検討会議を開催する体制を整え、必要に応じて支援方針等の検討を行っています。また福祉に関する相談業務を実施している関係者と日常的に情報共有を図ることができる関係づくりを行うため、第2回港区福祉関係機関等連絡会を開催しました。	福祉総合窓口設置後の運営について、福祉総合窓口を効果的に機能させるため、現場の状況把握のうえ、検証を進める会議を開催します。また、定期的に連絡会等を開催するほか、随時、支援会議を開催し、チームで複合的な課題に対応します。 ・港区福祉関係機関等連絡会 年2回 ・福祉総合窓口検証会議 随時開催	保健福祉課 福祉総合窓口推進担当 保健福祉総合調整係
		②関係機関等との連携の強化【新規事業】	A	a			
		③複合的な課題に対応できる体制づくり【新規事業】	A	a			
		評価	A	a	港区福祉関係機関等連絡会 1回(11月)		
	(3) 在宅療養等に関する連携の推進	①病院等医療機関との連携の推進	A	a	港区在宅療養相談センターが中心となって関係機関等への訪問を通じて情報を共有するとともに、福祉総合窓口の連携先としても、継続的な在宅療養・介護に関する相談対応を行いました。また、多機関・多職種と顔の見える関係を構築するため、港区地域連携連絡会を開催し、在宅療養に関する現状やACP(アドバンス・ケア・プランニング)の取組について情報共有や意見交換を行いました。	各種連絡会や研修会を通して、在宅療養に関する情報や地域課題等への対応について情報共有し、在宅療養に関する対応力の強化を図ります。また、関係機関等への訪問を計画的に実施しつつ、さらに医療機関や介護事業者等との連携強化をしていきます。 ・港区医療機関等連絡会：年2回 ・港区在宅療養後方支援病床の運用に関する連絡会：年2回 ・港区地域包括ケア研修会：年3回 ・港区地域連携連絡会：年2回	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②医療・介護従事者に向けた連携の推進【新規事業】	A	a			
		③在宅医療等に関する連携	A	a			
		評価	A	a	・港区医療機関等連絡会1回開催(2月) ・港区在宅療養後方支援病床の運用に関する連絡会1回開催(3月) ・港区地域包括ケア研修会2回開催(10月、2月)・港区地域連携連絡会1回開催(3月)		
	(4) 地域を支える仕組みづくり	①相談支援の強化と連携【新規事業】	A	a	CSW(コミュニティソーシャルワーカー)と連携しながら、福祉総合窓口を中心とした相談支援体制や在宅療養の相談対応等の取組状況を啓発し、地域で活動する団体等と連携を図っています。また、在宅生活を支援する仕組みづくりを推進するため、支援者のための関係機関連携ガイドブックを活用し、医療機関や福祉関係機関、地域で活動する団体の支援従事者等多職種・多機関連携のポイントを確認し、意見交換を行いました。	地域を支える仕組みづくりを推進するため、CSWと連携しながら、関係機関や地域で活動する団体等との連携を一層強化します。また、「支援者のための関係機関連携ガイドブック」は、相談支援の場でより実践に役立てるよう関係機関の意見等を反映し、内容を更新いたします。 ・支援者のための関係機関連携ガイドブックの内容更新 ・各福祉関係機関等との連携：研修会や連絡会を随時実施	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②地域で活動する団体との連携【新規事業】	A	a			
		③在宅生活を支援する仕組みづくり【新規事業】	A	a			
		評価	A	a	介護事業者連絡協議会への参加1回(3月)		
(5) 効果的な情報発信	①区民等に向けた啓発【新規事業】	A	a	区民公開講座を開催し、福祉総合窓口とCSWの取組や、地域課題への対応等、地域包括ケアの取組を周知しました。また、区民が主催する学習会や生涯学習出前講座のほか、区内の医療機関や介護事業者に向け、地域包括ケアの取組を啓発し、関係団体との連携を強化しました。	区民や関係機関、団体等に向け、ハード面ソフト面のそれぞれから情報発信の工夫を行い、地域包括ケアの推進の取組を周知します。また、(仮称)医療機関等情報検索システムの公開等により効果的な情報発信を図ります。 ・区民公開講座：年3回予定 ・みなと医療BOOK2024の発行 ・「医療機関等情報検索システム」の導入準備	保健福祉課 保健福祉総合調整係	
	②医療機関等に関する情報の発信【新規事業】	A	a				
	③関係団体との連携強化【新規事業】	A	a				
	評価	A	a	区民公開講座1回開催(11月)：62名参加 出前講座、講師依頼対応等：341人聴講			

第6章 地域福祉分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業 (小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価 (令和4年10月～令和5年3月)	今後の取組予定 (令和5年4月～令和6年3月)	担当課
2 港区の地域福祉を支える活動の支援	(1) 地域福祉を推進する体制の整備	①社会福祉協議会との連携・支援	A	a	港区社会福祉協議会が地域に密着した事業を実施し、地域住民が支えあう環境づくりを促進できるよう、社会福祉協議会と協働し、活動の支援を行いました。また、「みなとネット」を支援し、活動の推進を図り、事業者等の地域貢献活動への参加を促進を行いました。	港区社会福祉協議会が地域に密着した事業を円滑に進め、地域住民が支え合う環境づくりを促進する役割を担えるよう、引き続き協働し、活動を支援していきます。 事業者等の地域貢献活動への参加促進のため、引続き「みなとネット」の定例会開催場所の提供や、広報紙・区ホームページへの活動の掲載、チラシの配布協力を行います。また、「みなとネット」の紹介活動の場である港区地域福祉フォーラムの開催に向けて支援を行います。 災害時の安全確保のため、今後も定期的な名簿の更新とともに、制度の周知と理解につながるよう努めるとともに、引き続き港区社会福祉協議会と協働し、災害時の安全確保のために地域ネットワークの構築を図っていきます。 庁内での検討と併せて港区地域保健福祉推進協議会において港区地域保健福祉計画等の改定について検討します。	保健福祉課 地域福祉支援係 保健福祉総合調整係  防災課 地域防災支援係
		②事業者等の地域貢献活動への参加の促進	A	a	災害時の安全確保として、避難行動要支援者に対して実効性のある支援体制を構築するため、支援関係者に名簿を配布するなど平時からの体制確保に努めるとともに、災害時の連携強化に向けて、港区社会福祉協議会による災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や災害ボランティア活動推進連絡会を支援しました。		
		③災害時の安全の確保	A	a	区民参画の港区地域保健福祉推進協議会において、港区地域保健福祉計画等の進捗確認や令和5年度に行う改定の考え方を検討しました。		
		④計画づくり・施策等への区民の参画の促進	A	a	災害時避難行動要支援者該当者数：3,500人(R5/3/31時点)、災害ボランティア活動推進連絡会：1回、港区地域福祉推進協議会2回開催 (R4年6、12月)		
		評価	A	a			
	(2) 地域における福祉活動の支援	①民生委員・児童委員、保護司、赤十字奉仕団等への活動の支援	A	a	新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限が緩和されたことに伴い、各団体が安全かつ円滑に活動を行うことができるよう支援を行うとともに、活動の周知に取り組みました。	各団体の活動を支援できるよう、充実を図るとともに、地域福祉を支える新たな人材の発掘を各団体と協力しながら進めるとともに、団体の活動場所の確保に引き続き取り組みます。 ボランティア活動の活性化と、活動の普及・啓発と育成等の促進を図るため、引き続き港区社会福祉協議会を支援していきます。 引き続き、各浴場での健康入浴推進イベントや公衆浴場無料開放デー等の各種イベントを通じて、区民の衛生保持・健康増進及びコミュニティの場の創出のための取組を推進します。	保健福祉課 地域福祉支援係
		②ボランティア活動の促進	A	a	ボランティア活動に関する情報が入手しやすくなるよう、区ホームページを更新しました。また、ボランティア活動の活性化、普及啓発やボランティアの育成等の促進に取り組む港区社会福祉協議会を支援しました。		
		③公衆浴場の活用と振興の推進	A	a	区民の衛生保持・健康増進及びコミュニティの場の創出につながるよう、健康入浴推進イベントや公衆浴場無料開放デー等を各浴場で実施しました。		
		評価	A	a	区老連芸能大会：11月、民生・児童委員委嘱状伝達式、連絡協議会：12月、“社会を明るくする運動”作文コンテスト表彰式：1月、浴場イベント：7回		
	(3) 福祉のまちづくりの推進	①福祉のまちづくりに関する普及・啓発	A	a	ソフト面では、福祉のまちづくりに向けた「心のバリアフリー」に関する普及・啓発のため、10月に「パラスポーツメイト養成講座」、11月には「ポッチャ交流大会」を港区社会福祉協議会とともに行いました。また、バリアフリーマップの更新、内容充実に向けた検討や現地調査等を行うとともに、区ホームページ等で周知を図りました。	ソフト面では、引き続き、福祉体験学習等の実施やパラスポーツイベント等を通じて、福祉のまちづくりに向けた「心のバリアフリー」に関する啓発・普及に取り組みます。また、バリアフリーマップがより利用しやすくなるよう、主な最寄り駅から区内の公共施設や病院等までのバリアフリー設備を利用したバリアフリーアクセスルートの新規作成に取り組むとともに、バリアフリーマップの更なる周知を図ります。 ハード面では、引き続き、港区バリアフリー基本構想に基づき、道路等の整備・改善などバリアフリーを推進します。	保健福祉課 地域福祉支援係  地域交通課 交通対策係
		②バリアフリーマップの充実と普及	A	a	ハード面では、浜松町駅周辺重点整備地区にてまち歩き点検を実施し、音響式信号機の音量改善や点字ブロックの適正配置等、挙げられた意見に関して事業者部会を通じて関連事業者へ改善依頼を行いました。また、港区バリアフリー基本構想に基づき、電線類地中化、細街路の拡幅等の整備のほか、放置自転車対策を実施しています。		
		③道路等の整備・改善の推進	A	a			
評価		A	a	芝地区部会まち歩き点検実施 (10/26)、事業者部会実施 (3/23)			
3 成年後見制度の理解と利用の促進	(1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用	①制度の利用のしやすさの向上【新規事業】	A	a	成年後見制度に関する日常的な相談対応や申立支援を行いました。親族後見人カフェや親族後見人向けニュースレターの発行、後見人等を対象とした座談会の開催により、後見人等の支援に努めました。また、親族向け後見人講座等において制度利用を検討している人への情報提供や周知を行い、制度や区の取組への理解を促しました。	日常的な相談対応や申立支援によって制度利用者への支援を実施し、親族向け後見人講座の開催によって制度利用検討者に向けた支援を実施します。また、後見人等向け座談会、親族後見人カフェを実施し、後見人等への支援を行います。  ・5/25 後見人向け座談会 (年2回) ・親族向け後見人講座：年2回 ・親族後見人カフェ：年1回	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②利用者の意思決定支援や身上保護の観点を重視した運用【新規事業】	A	a			
		評価	A	a	・後見人向け座談会：1回 (1月) ・親族向け後見人講座：1回(2月) ・親族後見人カフェ：1回(12月)		
	(2) 権利擁護支援の地域連携の推進	①権利擁護支援の地域連携ネットワークの活用【新規事業】	A	a	団体間の連携強化のための地域連携ネットワーク連絡会や権利擁護支援チームの会議を適宜開催しました。また、多様な担い手確保として、令和5年1～2月に中央区と合同で社会貢献型後見人等候補者養成基礎講習を実施しました。社会貢献型後見人等候補者には1年目研修(年10回)やフォローアップ研修(年4回)を実施し、地域という身近な立場で被後見人等を支援する後見人等を養成し、身上保護を重視した取組を推進しました。	地域連携ネットワーク連絡会では各団体の取組の共有を行い、団体間連携の強化を図ります。また、本人への適切な支援のため、権利擁護支援チームの取組及びモニタリングを継続的に進めます。担い手の確保については、社会貢献型後見人等候補者養成基礎講習を従来より2か月前倒しで実施することで基礎講習修了後に候補者となる準備期間を設けます。さらにフォローアップ研修等の実施により社会貢献型後見人等候補者の養成を行います。  ・R5/4月,7月,11月, R6/1月 地域連携ネットワーク連絡会(年4回) ・R5/7/5,11 社会貢献型後見人等候補者養成基礎講習説明会	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②成年後見等の担い手の確保【新規事業】	A	a			
		評価	A	a	・地域連携ネットワーク連絡会：2回 ・権利擁護支援チーム会議：37回		
	(3) 制度の理解と適正な運用の促進	①制度の周知・啓発【新規事業】	A	a	広報媒体を用いた周知や、認知症の家族等向けの講座や講演会及び相談会等のほか、コロナ禍で見送っていた障害者団体向けの出前講座も実施し、様々な場面を活用した周知を行いました。制度の説明動画を作成し出前講座等で活用するなど、わかりやすい情報発信を進めました。そのほか、関係団体との共催による講演会や相談会の開催によって、制度の理解を促しました。	必要としている人に必要な情報が届くよう、広報紙やホームページ等の多様な媒体の利用や、区民向けの講演会や相談会の実施、さらに様々な団体や場面で講座を実施する等、引き続き制度の周知・啓発を行います。また、制度の適正な運用に向け、関係団体との連携を推進していきます。  ・6/25 関係団体との共催による講演会&相談会 ・7/7 サポートみなと講演会	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②制度の適正な運用の促進【新規事業】	A	a			
		評価	A	a	・みんなとオレンジカフェでのミニ講座：7回 ・出前講座：20回 ・サポートみなと講演会：1回 (7月) ・サポート講演会&相談会：1回 (12月) ・関係団体との共催による講演会&相談会：1回 (6月)		